

第 126 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会

議事録

(開催要領)

- 1 日 時 令和 7 年 4 月 11 日 (金) 10:00～12:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 8 階特別大会議室 (WEB 会議システムを利用)

3 出席者

会 長	小西 聖子	武蔵野大学学長・人間科学部教授
委 員	浦 尚子	公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター理事長
同	可児 康則	弁護士・名古屋第一法律事務所
同	北仲 千里	広島大学ハラスメント相談室准教授、NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表
同	木幡 美子	株式会社フジテレビジョン報道局解説委員
同	後藤 弘子	千葉大学理事・副学長
同	種部 恭子	医療法人社団藤聖会女性クリニック We!TOYAMA 代表
同	中村 正	立命館大学特任教授
同	納米 恵美子	全国女性会館協議会代表理事
同	橋爪 隆	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて
 - (2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶に関する今後の取組について
- 3 閉 会

(配布資料)

資料 1 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに関する取組について

資料 2－1 第 6 次男女共同参画基本計画策定に向けた検討状況について
～「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に係るもの～

資料 2－2 「女性活躍加速のための重点方針 2025」における重点項目について

参考資料 1 「女性に対する暴力に関する専門調査会」委員名簿

参考資料 2 性犯罪・性暴力対策の進捗状況について

参考資料 3 第 5 次男女共同参画基本計画の達成状況（第 5 分野）

参考資料 4 第 5 次男女共同参画基本計画・第 5 分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に関する現状等

参考資料 5 第 5 次男女共同参画基本計画（第 5 分野）の取組状況について
～「第 125 回女性に対する暴力に関する専門調査会」（令和 6 年 12 月 25 日）における主な意見～

参考資料 6 令和 7 年度「若年層の性暴力被害予防月間」について

（議事録）

○小西会長 ただいまから第126回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

まず、岡田局長から一言頂戴できればと思います。

○岡田男女共同参画局長 皆様、おはようございます。男女共同参画局長の岡田でございます。

小西会長をはじめ委員の皆様方には、御多用の中、本専門調査会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議題ですけれども、「ワンストップ支援センターについて」「女性に対するあらゆる暴力の根絶に関する今後の取組について」でございます。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについては、被害を相談しやすい環境の整備の観点で非常に重要であると考えております。被害に遭われた方が相談をすることができて必要とする支援を受けられるように適切な支援先につなぐためには、各地域で関係機関との連携体制を構築することができるようにすることが重要になると考えております。本日は、ワンストップ支援センターを中心といたしました被害者支援体制の充実に向けまして課題や今後の対応について御報告を申し上げまして、御意見を頂戴したいと考えております。

また、今回は昨年12月に専門調査会を開催させていただきましたけれども、その際にも女性に対する暴力に関する分野におけます我が国の社会の現状や想定すべき今後の変化などについて御意見を頂戴いたしましたところでございます。本日は、第6次男女共同参画基本計画の策定に向けた検討を進めているところでございますので、その検討状況を御報告しつつ、委員の先生方からは次期計画策定に向けまして女性に対する暴力の分野における今後の課題、取組について幅広く御知見を頂戴できれば大変ありがたく存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小西会長 ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の議事は、岡田局長からお話がありましたように、1つ目の議題は「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて」、2つ目の議題が「女性に対するあらゆる暴力の根絶に関する今後の取組につい

て」、こちらは幅広くというお話でございましたが、その2つをお話ししたいと思っております。

それでは、議題1に入ります。議題1では、ワンストップ支援センターの現状等について内閣府からの報告の後、今後のワンストップ支援センターの在り方等について委員の皆様から御意見を頂きたいと思います。

それでは、まず内閣府より御説明をお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 男女間暴力対策課長の田中です。

資料1に沿って説明いたします。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについては、各地域の被害者支援の中核を担う重要な存在と認識しておりますが、前回の専門調査会では転換点を迎えているといった御指摘を頂きました。また、センターを整備する自治体の方々や現場を支える方々の声をお聞きし、見えてきた課題もございます。そこで、本日はワンストップ支援センターに関する取組の経緯と現状、課題と今後の対応について御報告申し上げたいと存じます。

1枚おめくりください。ワンストップ支援センターは、性暴力被害者支援を専門とする相談機関であり、全ての都道府県に1か所以上設置されております。センターでは、黄色い枠の中にありますように、相談を受け、医療的支援、同行支援、心理的支援、法的支援等をできる限り1か所で行います。

2ページです。ワンストップ支援センターは、2つ目の枠にありますように、男女共同参画基本計画と犯罪被害者等基本計画の2つの計画に基づき設置、運営を推進してきたところです。資料の中ほどにあるように、センターの運営には、内閣府が都道府県等に対し交付金を交付しています。また、設置の形態として、病院内にセンターを置く病院拠点型、拠点病院に隣接する相談センター拠点型、センターが複数の病院と連携・協力する相談センター中心連携型の3つがあります。相談件数は、年間6万9000件に上ります。

3ページです。このワンストップ支援センターについて、現行の第5次基本計画では、運営の安定化及び質の向上を図ること、そして相談につながりやすい体制整備を図ることが記載されているところです。そして、同時期に策定された第4次犯罪被害者等基本計画においても同様に記載しております。

4ページでは、これまでの経緯を整理しております。基本計画への最初の記載は、第3次計画でセンターの設置促進が掲げられました。その後、4次計画では全国に広げること为目标とし、交付金を創設して支援してまいりました。そして、全国1か所以上を実現した後、つながりやすくすることが課題になりました。全国共通番号を設けたり、5次計画で全都道府県での365日緊急対応を目標とし、夜間休日コールセンターを整備し、これを実現したりしてきました。さらに、最後の令和5年のところでありますけれども、一昨年から子ども・若者、男性被害者への支援充実が課題となつてまいりました。このように、平成27年の「第4次男女共同参画基本計画」で、まずは1か所以上、そして現行の「第

5次男女共同参画基本計画」等でつながりやすくする取組、さらには、多様な被害者に対応できるようにと段階を追って取り組んできたのがこれまでの経緯といえようかと存じます。

5ページです。若い方々が相談しやすくという観点からは、電話で相談することのハードルが高い面もありますため、5ページの右側、チャットで相談できる「キュアタイム」も開始いたしました。相談体制の拡充を図っております。

6ページです。6ページから2枚、センターの相談支援の状況を整理した資料であります。相談者の性別は女性が大半を占めますが、電話相談では男性も1割を占めております。また、被害時の年齢を見ると、約半数を10代以下、中学生以下に限っても3割に上る状況であります。

7ページです。相談までに要した時間を見ますと、72時間以内が最も多く、約4人に1人となっております。一方で、被害から長い時間を経て相談に至るケースも少なくない状況が見てとれるかと思えます。

次のページです。以上のことを踏まえまして、課題と対応について整理をいたしました。左側、課題を3点挙げたいと思えます。

1つ目、センター運営の安定化と質の向上は、引き続きの課題と認識しております。支援員の待遇改善を通じた人材の確保や全国で必要な支援を受けられるようにしていくことが求められます。

2つ目、医療機関との連携・協力です。医療的支援を提供できる医療機関を確保すること、さらに、先ほど御覧いただいた相談者の属性なども踏まえ、産婦人科のほか、多様な診療科の理解促進が必要と認識しております。

3つ目、関係機関との連携です。警察や病院をはじめ様々な関係機関と安定的な連携関係を構築することが必要です。そのためには、※で記載しておりますように、行政が現場、例えば事業を担う民間団体に任せきりにするのではなく、積極的に役割を果たすことが必要と認識しております。この点でありますけれども、1月に三原大臣が群馬県、富山県のセンターのオンライン視察を行い、そこで両県の県庁やセンターの皆様からお話を伺った際に学ばせていただいた点でもあります。

これらの課題への対応が右側です。まずは、交付金による継続的な支援を行うことを挙げました。交付金については今年度から対象経費を明確化した部分があり、後ほど御説明いたします。予算額の推移をグラフにしております。100万円単位ですので、今年度は昨年度の補正予算と合わせ7.2億円を確保しています。また、医療関係者への周知・協力依頼、関係機関とのネットワーク化の加速、さらに、支援状況の継続的な把握について今後取り組んでいきたいと考えております。

次のページです。交付金の概要であります。この中で先ほど申し上げた今年度から明確にした部分が、概要欄の「(1) 相談センターの運営費等」とある箱の中にありますけれども、2行目の最後に「⑥連携・協力する医療機関における支援環境の整備」というもの

があります。こちらが該当いたします。

次のページ、具体的には、例えば1つ目、病院拠点型であれば医療機関内で相談センター業務を行うことに伴う管理経費、2つ目、相談員等が同行支援を行う場合の医療機関への負担金、1つ飛びまして4つ目、夜間等に待機する医師等への謝金等であります。こうした使い方ができることを自治体にも示したところでありまして、今後更なる活用を促していきたいと考えております。

次のページです。先ほど課題への対応として、医療関係者に対する周知や協力依頼ということを挙げました。こちらは昨年厚生労働省と協力して作成した医療機関の方々向けのチラシです。センターとの連携のために知っていただきたいことを示したもので、日本医師会や各種の学会に私どもも足を運び協力を依頼するとともに、都道府県に対してもセンター所管部局と衛生主管部局が連携し取り組むように促したところであります。

次のページです。全国のセンターの支援の質の向上のための取組といたしましては、研修機会の提供、事例集の作成・配付による支援ノウハウの共有、センター間のネットワーク構築のための会議の開催などに取り組んできておりまして、今後も継続的に取り組んでいきたいと考えております。

最後のページであります。ワンストップ支援センターと関係機関とのネットワークの構築に関し、今後の取組の方向性を御説明いたします。各地域における支援体制の充実のためには、行政が主体的にセンターと関係機関とのネットワークの構築に取り組む必要があります。国といたしましては、それを後押ししていく必要があると考えています。その際、各都道府県等の事例を調べまして、今後必要となってくる取組を2点整理いたしました。

1点目は、自治体における政策上の位置づけを確保するということでもあります。ここに記載のとおり、条例や計画においてワンストップ支援センターの設置、その周知、関係機関との連携に取り組む方針を明らかにしている自治体もあります。特に、右側の計画でありますけれども、男女共同参画社会基本法があり、国が策定する基本計画があつて、そして基本計画の内容を勘案して都道府県の男女共同参画計画が作成されるといった体系になっておりますけれども、センターに関する記載の有無や記載内容はまちまちということが現状であります。安定的に取り組む上での言わば拠り所になるものでありますので、今後の課題と認識しています。

2点目として、関係機関との連携の枠組みについてです。左側にあるように、都道府県を中心に関係機関と連携協定を締結する例、また右側、連携のための会議を定期的を開催し、センターの支援状況等を共有、確認する機会としているといった例がありまして、こうした取組もそれぞれの地域の実情に応じて取り入れていくことが望ましいと考えております。

以上、ワンストップ支援センターの経緯、現状、それらを踏まえた課題とその対応について御説明をいたしました。今年重点方針2025に盛り込んでいくことも念頭に、本日御説明した内容を具体化していきたいと考えております。

この議題について説明は以上となります。

○小西会長　ありがとうございます。

それでは、意見交換に入りたいと思います。内閣府からの報告を受けて、御質問、御意見のある方は今回挙手ボタンを押していただいて、その順番で原則的に行きたいと思いますので、どうぞ意見のある方はお出しくださいませ。

では、後藤委員、どうぞ。

○後藤委員　御説明ありがとうございました。

私からは連携の強化のところに絞って少しお話をさせていただきたいと思います。

御説明がありましたように、ワンストップ支援センターには多様な設置形態があります。そのために、それぞれのセンターが直面している課題は異なると理解しています。それぞれセンターごとの課題が適切に解決されるためには、たとえ設置主体がNPO法人であったとしても県や市と、設置のセンターとで同程度の情報の共有が必要だと考えております。先ほど御説明があった今年度の予算についても、どの項目が上限がないのかということがなかなか分かりにくいと感じています。もちろん県がきちんと資料を提示してくればいいのですけれども、連携を強化していくためにとても重要だと思うのは、両方の情報が同じレベルで獲得されることだと思います。ですから、県を通じてではなくて、設置主体に対しては内閣府から何か情報を提供するとか、通知が出るといった場合には直接送っていただくような仕組みの構築をお願いしたいということが1つです。

設置根拠が本当は法定されるといいのかと思うのですけれども、法律の設置根拠化を目指すのではなく、今の方向性としては地方自治体が条例を作ったり、基本計画に盛り込むということになっているようです。第6次の計画とも関係するのですが、第5次の数値目標の中にワンストップ支援センターに関する2つの項目があるのですが、今後第6次のときには設置根拠を作っている都道府県の数を増やすことが先ほどとても重要だとおっしゃっていらしたので、その数を数値目標としていただければと思います。

最後ですけれども、先ほども御指摘があったように、今は半分がこどもの相談になっています。また、司法関係の御努力もあり、刑事裁判化することがかなり行われています。そうしますと、その裁判への同行支援をやっていかざるを得ない状況になります。警察や検察との連携の強化も必要ですし、証言が司法面接の方法が法定されたことによって、センターにおける相談により記憶が汚染されるのではないかという疑義もあります。そのため相談員の負担が増えているということもあります。他機関との連携という意味では、こどもの相談が増えていることによって、特に教育委員会との連携の強化をどこかにうたってほしいと思います。学校で性暴力が発見されたときに、ワンストップ支援センターの相談員は記憶の汚染をしないように頑張っても、学校で記憶が汚染されているような状況ですと、そのこどもの証言が証拠採用されないこともあります。せっかくこどもが勇気を持って明らかにした自分の被害を大人の全てが適切に対応するような方策を、連携という形で強化して行っていただきたいと思います。

長くなりました。以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

では、種部委員、どうぞ。

○種部委員 ありがとうございます。

まずは、説明いただいたように、厚労省と一緒に医師の研修に取り組んでいただいて、幅広く裾野を広げていったことは大変いいことだと思っています。感謝もしています。これまで1県に1か所以上ワンストップ支援センターということで目標として進めてきたわけですが、被害に遭った人はこれだけたくさんいる中で、都道府県が広いときにはそこに行けない人がいるわけです。例えば警察であれば人口10万人あたりに1か所警察署がある。目安はそのようなものかと思うのですが、そうなりますと、1都道府県に1つではとてもたどり着けない人がいるということで、そうではないゲートキーパーが必要ではないかと思っています。

このワンストップ支援センターを日本に導入しようということを検討していた本調査会で、大分昔になりますけれども、韓国の事情をヒアリングしたことがあったと思うのです。前にも申し上げたかもしれませんが、拠点となる病院に設置された医療を中心にしたハイスペックのワンストップセンターと、こどものアドボケーションをやっているようなひまわりセンターというものと、一般の医療機関のプライマリーケアの中で証拠保全のためのキットを常置しているところがあり、幾つかのグレードのものが機能を補完していたような気がするのです。日本もそのような段階に踏み込んでいかなくてはいけないのではないかと思います。これだけセンターを維持するのは大変なことだということが分かってきた一方で、そこにたどり着けない人の受け皿となる医師を増やして、そこで司法に対応できるよう、証拠保全をすることに関わっていただくことで意識を上げていくとか、裾野を広げることに注力いただけたらと思います。

もう一点、先ほどの医師への謝金の話です。インセンティブがないとやらないだろうということで、予算をつけ事業の方向性を明記し、都道府県への交付金の中から医師の謝金を出していいのだよということを明示していただいたことは大変良いことなのですが、医療機関で性暴力被害者支援を担うことは、学会やアカデミアの中では色物扱いなのです。そういう意味で、診療に関わった医療機関に謝金を補助金で充てて良いとしたことは背中を押すことになり良いことだと思います。一方で、これを性暴力被害対応をした医師の謝金としますと、その医師が対応している時間にほかの医師が通常の業務に対応しなければならず、そちらの負荷も大きくなります。性暴力被害に対応した医師だけインセンティブとすると、その間、通常業務を担っている医師からすれば、なぜ向こうはお金をもらえるのかと不満に思う。こういうことで院内の人間関係がごたごたするため、それを考えると、医療機関全体に補助金が来るのだという形のほうが望ましい気もします。ただ、関わる人を増やすという意味では、実際に夜に呼ばれても出てきてくれるような人にはインセンテ

イブは確かに大事なことなので、ここはバランスが必要かと思います。病院拠点型でやっていらっしゃるようなところで、どのようにするとそういう不公平感がないのかも含めて実装に向けて検討いただきたいと思います。

もう一つは、後藤委員がおっしゃったとおり、自治体は補助金を活用して事業を行うにあたり責任を持ってやってほしいので、この根拠として条例を作ることはとてもいいことだと思います。条例を次の数値目標にと言ってくださっていたこと、私もそのとおり大賛成でありますし、それを見える化することは大事だと思います。条例の中にも様々ありまして、性犯罪被害者支援だけを見据えて作ったものもあれば、そうではない犯罪被害者条例として既に作ってしまっているところもあります。あえて特出しで性暴力については重大な人権侵害で、被害による影響が長く続くのだということを条例の趣旨として入れるなど、少し条例の中身を精査していただいて、解像度を上げ、横展開のための見える化には是非取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、北仲委員をお願いします。

○北仲委員 ワンストップ支援センターの運営に関わっている立場から幾つかお話ししたいと思います。

まず、交付金の中で医療関係者にも使うことができると明記していただいたこと、本当にありがとうございます。特に自治体主導ではなくて先進的に病院主導で幾つかのワンストップ支援センターがまずあって、それが成果を上げてきたところが不採算だとか、医療職員に非常に負担がかかるということで運営が難しくなったり、運営の縮小を迫られていた状況がありましたので、本当にこのように判断していただいたことでそこが新しく良い展開ができたと思います。

ただ、まだ足りないところがありまして、1つは2つ目の団体が1つの県にあるのですね。例えば後藤先生の千葉なども1つ目の千葉県が最初に作ったセンターがあって、そして2つ目にその病院がやっているセンターがあると。このような自治体のセンターに十分にこの交付金の話が行っていない、自治体の予算が割かれていない、今回のような交付金の事務連絡が届いていないということがあります。2つ目の団体についても、そっちのほうを利用した当事者の方が損をするということではいけないわけですので、同じように対策が伝わる、政策が伝わるようにしていただきたいと思います。

2つ目、似たような話なのですが、一番多くのワンストップ支援センターは犯罪被害者センターに委託しているところが多いわけで、そちらは成り立ちからして警察公費の予算を使うようにデザインされてしまっていて、内閣府の交付金が出てもこれを知らない支援員の方が支援員現場だと多いのです。ですから、幾つかのセンター、特に犯罪被害者センター系のセンターでは、警察に相談に行かない人には医療の支援の公費負担や弁護士相談、心理支援の公費負担ができないとあって、そういうルールになっ

たままになっているセンターもあったり、センターによっては警察相談の後は一切支援がないセンターもあったりして、日本全体でばらついているわけです。それは恐らく成り立ちのせいで、自治体がどのような予算で何の基準を作るかというところがばらばらになっているので、是非これも改善していただきたいと思います。政令市ではない自治体が行っているところもあって、そこについても自主的にもっと取り組めるようになればと思います。

3つ目に、さっきも出ていましたようにこどもの被害が非常に多いので、保育園や学校と一緒に取り組むことが多いわけですがけれども、学校の関係者の方々に刑法改正であるとか、児童生徒性暴力防止法であるとか、この間の幾つもの法改正についてほとんど知られていません。ですから、教育委員会及び学校への周知が、ワンストップ支援センターの周知だけではなくて、法が変わっていることが何とかもっと徹底されるべきではないかと思っています。

最後に、連携という意味では女性相談支援センターですね。女性相談支援センターのほうとの連携も大事なわけですがけれども、女性支援新法の計画にもワンストップ支援センターが載っていない県がかなりあって、これは男女共同参画の計画と女性支援新法の計画と両方相乗りで、ワンストップ支援センターとDVやそのほかの困難な女性を支援するセンターとがつながっていくことが重要だと思っています。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

引き続き、木幡委員、お願いいたします。

○木幡委員 御説明ありがとうございます。

このようにワンストップ支援センターが数の面でも、そして質の面でもここまで充実したことは、本当に素晴らしいことだと思っています。ただ、周知という点では、私も今回周りに何人か聞いてみたのですけれども、残念ながらまだまだ知らないという人が多いかと思います。是非ここはメディアなどとも連携するなどして、このワンストップ支援センターの更なる認知の拡大、これをしていくことが非常に重要ではないかと思っています。

そして、ここに連絡するというのは、勇気が要ることだと思うのです。声を上げてもしっかりと守られるのだろうかとか不安になる人も多いかと思います。どうしても自分が悪かったのではとか、自分の中にとどめておいたほうがいいのではないかと考えている人も多いかと思うので、周知徹底とともにスピークアップすることの大切さと安全性もセットでアピールすることが大事なのではないかと思っています。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、浦委員、お願いします。

○浦委員 ありがとうございます。

今、福岡で困っていることについてシェアさせてください。

医療についてなのですけれども、婦人科をはじめとする身体医療についてはある程度対応ができるような体制が整いつつあるのですが、困っているのが精神科、心療内科の提携先が全然足りていない状況です。実際、昨年度の受診数を見ても、身体医療と精神医療の受診数ほぼ同数にもかかわらず、提携先で見ると精神医療は身体医療の3分の2ぐらいしか提携先がないのが現状です。精神科全体が待ち時間が長くなっているのも、非常に待たされるという点もありますし、児童精神科が非常に少ないので、こどもの被害が多発している中でつなげる児童精神科のある病院が限られていることにも困っています。

一方で、センター内の心理職がある程度心理療法ができるような体制を作っていく必要があるかと考えているのですが、今、内閣府がオンラインでやったださっている教材は非常に役に立っているのですが、専門的な心理療法となると、もう一步踏み込んだ内容が必要になってきますし、国がやったださっているものなどは受講費が高かったりして、なかなかそこが捻出しにくいという状況もございますので、医療との連携と専門職の育成の両視点から精神的なケアについて御検討いただけるとありがたいです。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

皆様、ありがとうございます。

御発言いただいた方の多くは実際にワンストップ支援センターに関わっていらっしゃいますし、私も関わっていますので、大変そのとおりで思いながら伺わせていただきました。それから、外の人には知られていないというのも本当に大きな問題だと思いますので、こういう頂戴した御意見を参考に、内閣府には被害者支援の充実が図られるよう、引き続き検討していただきたいと思います。

それでは、議題2に入らせていただきます。議題2では、内閣府から第6次男女共同参画基本計画に向けた検討状況についての報告と「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」の暴力関係部分の骨子についての説明を頂いた後、各委員の先生から今後の女性に対するあらゆる暴力の根絶に関するこれからの取組について広く御意見を頂戴したいと思います。

それでは、まず内閣府から説明をお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 引き続き、田中から御説明いたします。

まず、第6次基本計画の策定に向けた検討の状況のうち、現行計画の第5分野、暴力の根絶に関する部分の状況を御報告いたします。次期計画の検討に向けては、前回12月の会議でも御議論いただきました。その内容は参考資料5に取りまとめております。適宜御参照ください。

そして、今、画面にございます資料2-1は、前回の御議論やその後の計画策定専門調査会、さらに、その下にありますワーキング・グループにおいて重ねられてきた検討の内容を踏まえ、本専門調査会への御報告のために事務局として整理をしたものになります。

1枚おめくりください。ここから7枚にわたって今後10年間の取組に関する基本的な認

識となってくる点をお示ししております。基本計画は御承知のとおり5年間の取組を示すものでありますけれども、その前提として10年間、2035年までを見通してこういった点が重要になってくるかを示したものになります。

1 ページは、男女共同参画社会の形成に当たっての暴力の根絶ということがどのように位置付けられるかという点への認識であります。男女共同参画社会の実現には、個人の人権の尊重、安全・安心な暮らしが不可欠であります。性犯罪・性暴力、DV、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力は、個人の尊厳を踏みにじり、安全・安心を妨げる大きな要因となっています。このため、これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務であると考えております。

次のページです。女性に対する暴力の背景とその影響に関する認識として3点挙げております。1 点目として、暴力の背景に男女が置かれた状況の違いや根深い偏見があること、そして暴力の根絶には格差是正、人権尊重の徹底等が必要であること、2 点目といたしまして、暴力が政治、経済、地域社会等の様々な分野の女性活躍を阻害していること、3 点目として、暴力による深刻な影響が男女間格差の是正を阻む要因となっていることを記載しています。

その下、「考慮すべき視点」とあります。その下には今述べた3つの点につながるこれまでの専門調査会等での御意見や記載している事項に加えて留意すべきことなどを書いております。この後のページも同様です。

次のページです。多様な被害者への対応として4点挙げております。1 点目、子ども・若者に対する性暴力等の被害が深刻であること、2 点目、家庭内や上下関係の下での暴力は潜在化しやすいこと、3 点目、男性、性的マイノリティー、高齢者、障害者、外国人など多様な被害者が声を上げやすくする必要があること、4 点目、二次被害の防止にも取り組む必要があるとの認識を記載しております。

次のページです。デジタル化の進展等を踏まえまして、被害は一層多様化していると認識しております。それに的確に対応していく必要があるという認識を示したものとなります。

次のページです。現行、すなわち第5次計画の法整備を受けて、今後はどう取り組んでいくかという点についての認識であります。1 点目、刑法改正等大きな進展があったことの認識は、この専門調査会でも御指摘があったところであります。その上で、今後は実効性が問われていくことになる。したがって、国民への周知、教育・研修の徹底、加害者への厳正な対処、各年代への教育啓発等を通じ、暴力を容認しない社会基盤の形成を図る必要があるとしております。

支援体制の充実についてです。まず、被害者の尊厳の回復のため、十分かつ専門的な支援が必要であること、次に、行政、民間団体等が連携し、切れ目なく包括的支援を提供する必要があること、3 点目として、専門人材の育成・確保などが必要であることを記載しています。

以上がこれまでの検討状況から今後10年間の取組における基本的な認識となってくると、事務局として整理したものとなります。

次のページは、基本的な認識にも関係いたしますけれども、分野の名称についてであります。これまで1次計画から一貫して「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、こういった分野を設けてまいりました。これに対し、前回の会議でも複数の御意見を頂戴したところであります。「ジェンダーに起因する暴力」あるいは「ジェンダーに基づく暴力」としてはどうかという御示唆も頂きました。2点目にありますように「ジェンダーに基づく暴力」とすることで男性や性的マイノリティの視点もカバーできると考えられるという御意見、それに対しては「ジェンダーに基づく暴力」は一般的にはなじみがなく、普及啓発の観点も考慮する必要がある、仮にそのような分野名を採用するとしても、女性に対する暴力について補足して説明するなどの対応が必要ではないかといった御意見も頂戴しているところでもあります。

なお、下の枠内に参考として記載しましたように、5次計画では、国際的な合意文書では「ジェンダーに基づく暴力」という表現が用いられていることが示されています。また、国際文書を見ますと「Gender-based Violence」の前に「Sexual」、つまり「性的な」という語がつくこともあります。これらを踏まえつつ、引き続き検討が必要という状況であります。

次に、青色の見出しのページに変わりましたが、ここからは今後5年間、つまり次期計画の期間中の施策のポイントについて、ここまでの御議論を踏まえて事務局として整理した事項を記載しています。

暴力を容認しない社会基盤の形成として5点挙げております。1点目、性犯罪・性暴力、DV等の暴力が重大な人権侵害であることや「同意のない性的な行為は性暴力」であるといった認識が社会全体で共有されるよう、啓発を強力に進めること、2点目、性暴力やセクシュアルハラスメントが「ビジネスと人権」の取組で認識されるべき人権問題であるということの周知、3点目が「性的同意」を含む必要な知識の教育啓発、情報提供、4点目が、実証的な政策立案に資する統計等の整備、最後に、様々な分野との関連にも留意して施策を推進することです。

次のページです。性犯罪・性暴力対策としては、1点目として、関係法律施行後の適用状況の的確な把握と必要な検討、2点目として、先ほども御説明いたしましたワンストップ支援センターを中核とした相談支援体制の整備、3点目として、被害者のプライバシーの保護と二次被害の防止であります。

DV対策としても3点ございます。1点目として、都道府県と市町村の相互連携、ここでは市町村を置き去りにしないという点、前回も御指摘がありました。地方公共団体や民間団体等の広範な連携、そして性別・国籍を問わず切れ目なく支援するという点、最後に、被害者支援の一環としての加害者プログラムの実施を推進していくということでもあります。

以上、ここまでの検討状況の御報告として事務局として整理した基本的な認識や施策の

ポイントを御説明いたしました。今後、6次計画策定専門調査会で更に具体的な検討を進め、12月の閣議決定を目指していくことになります。

次に、資料2-2を御覧ください。

こちらは基本計画と並行して検討を進めております重点方針2025の関連部分について、現時点でその項目となってくると考えているものを列挙したものであります。なお、基本計画は5年計画であるのに対し、重点方針はこの先1～2年の重点的に取り組む施策を記載したものと御理解いただければと存じます。

「（１）配偶者等からの暴力の対策の強化」として4点、この中では例えば②には加害者プログラムの推進なども含まれてまいります。また、前回の会議でも御指摘いただきました改正民法の施行に係る対応についても、前年同様、DV被害者の支援に支障が生ずることがないようにといった観点も含め検討していくことになるものと考えております。

「（２）性犯罪・性暴力対策の強化」としては13の項目を挙げております。議題1のワンストップ支援センターに関することは③や⑥に関係してまいります。また、昨年成立したこども性暴力防止法の施行準備など④の中で記載内容を検討してまいります。⑨として社会全体への啓発を挙げております。ちょうど今月4月でありますけれども、「若年層の性暴力被害予防月間」でありますので、参考6としてポスターや啓発動画を紹介する資料もお配りしております。引き続き、各界各層の協力を得まして、こうした啓発活動も継続していきたいと考えております。なお、性暴力対策については、各府省庁の取組状況を参考資料2としてお配りをしております。

先ほどの議題でもワンストップ支援センターについて様々御意見を頂戴いたしました。大変貴重な御意見を頂戴したところであります。センターの設置の形、多様な形態がございます。いずれの形態であっても現場の方々にも必要な情報を届けていくこと、非常に重要な御指摘であったかと思えます。私どもも例えばネットワーク会議を開催するなどして説明を行ったりなどしてまいりましたけれども、引き続きそういった機会も活用いたしまして取り組んでまいりたいと思っております。

また、計画の中に必要な事項を盛り込んでいくという観点、後藤先生、それから種部先生からも御指摘いただきました。様々な形、内容が現状を見ますとございます。こういったこともよく留意して取り組んでいきたいと思っております。

また、教育委員会や女性相談支援センター、旧婦人相談所との連携なども御指摘がございましたし、周知については、「#8891（はやくワンストップ）」という番号を作っておりますけれども、その周知も工夫をして取り組んでまいりたいと思っております。

精神科との連携でありますとか、そういった点も研修の工夫なども含めて考えてまいりたいと思っております。

こういった先ほど頂いたことについては、基本計画で検討すべきもの、あるいは当面の対応として重点方針の中で考えていくもの、日々の事業の実施の中あるいは都道府県等とのコミュニケーションの中で取り組んでいくものがございましたけれども、そういった

ことも含めて今後の対応を検討してまいりたいと思っております。

先ほど頂いた御指摘等に対する受止めも含めて御説明申し上げます。

以上であります。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から現在の第6次計画の議論状況を踏まえて今後取り組むべき課題について御意見を頂戴したいと思います。今、お話がありましたように、例えば重点方針2025で実現したい1年程度のもの、それから今後を見通した10年に関してどう思うか、あるいは今度は第6次の基本計画について具体的にどう盛り込めばいいかと、少しタイムスパンが違いますが混在していますけれども、特に制限はいたしません、それに関わってお話があればそれでももちろん結構でございます。お一人当たり5分程度でお願いしたいと思います。挙手していただいた方からまた指名させていただきたいと思います。御意見のある方は挙手をお願いいたします。

では、納米委員、どうぞ。

○納米委員 ありがとうございます。

申し上げたい点が6点あるのです。

1点目、今更ながら啓発の重要性についてです。調停の場におりますと、加害者と被害者の認識が大きく違うことを実感します。特に精神的暴力についての認識の差が顕著です。被害を受けたと主張する側はどなれ続けて怖くて返事もできなかったというようなこととおっしゃるのですけれども、反対当事者は相手が返事をしないので強く叱責しただけだといったようなこととおっしゃいます。内閣府の調査でも「大声でどなる」という項目については「どんな場合でも暴力にあたると思う」という回答の割合が低めの結果となっていると思います。国や自治体でも様々なキャンペーンを展開していますが、暴力に当たる行為について共通認識ができているところまでは行っていないと思います。特に加害者側に働きかけて教育していく必要があると思います。

2点目、先ほどのこととも関連するのですけれども、加害者へ働きかけることの重要性です。次期計画ではプログラムの実施に関する数値目標を設定する、また自治体のDV計画に加害者対策を盛り込むことを促してその状況をウォッチしていくという取組をしていただきたいと思います。

3点目、統計についてです。ジェンダー統計はとても重要だと思います。必ず性別集計を行って性別による被害・加害の状況の把握と公表を行っていただきたいと思います。国が現在行っている調査は回答者の認識、回答者の自己申告による経験を問うものになっています。それ以外にも実際に何が起きているかについて、例えば司法分野での統計などについて必ず性別集計、それを公表することを徹底していただきたいと思います。ある政党が警察庁から入手したデータに基づいて配偶者・交際相手による殺人の性別集計結果を公表しているのですけれども、それを見ると、女性が配偶者や交際相手に殺された割合は男性の2.5倍だったことが公表されています。

4点目は、今、申し上げたこととも関連するのですけれども、DVによる殺人事件の検証を是非行っていただきたいのです。児童虐待については児童虐待防止法の第4条第5項に基づいて自治体・国が検証をやっています。去年の10月までこども家庭庁がやっているこの検証委員会に関わっていたのですけれども、検証を通じてとても多くの教訓が得られています。DVについては法律には書かれていないのですけれども、6次計画、そして次のDV基本方針の改定の際には、これを是非書き込んでいただいて検証を行っていただきたいと思います。

5点目、「DV相談＋（プラス）」の結果分析に関わらせていただきました。それを見ますと、配偶者からの暴力と交際相手からの暴力で違いが見られます。交際関係の場合には性的DVやストーカー被害の割合が高いという結果が出ています。これは被害者と加害者が同居していないので、加害者が距離を縮めようとして、また相手を拘束しようとしてストーキングが増えるということがあるのではないかと思います。また、同居していない場合に性的DVの割合が多いというのは、結婚している場合よりも年齢が低めだということもあるのだと思うのですけれども、両者の接触の場面が性行為の場面であることが多いことも関連しているのではないかと思います。ですから、被害者と加害者の配偶関係、年齢などにも着目した支援の在り方を検討する、そして改めて性的同意についての啓発はとても重要だと思います。

最後、連携についてなのですが、自治体と民間団体との連携もとても大事だと思うのですけれども、自治体の庁内での連携も是非促していただきたいのです。男女共同参画について所管する部署と配偶者暴力相談支援センターを所管している部署が違う場合が少なくありません。そのために、国などからの通知の情報が部署間でうまく共有されていなくて伝わってこないということがあるので、ここは是非国から連携を促していただきたいと思います。

以上の6点です。

○小西会長　ありがとうございました。

続きまして、北仲委員、どうぞ。

○北仲委員　これから長いスパンで一番大事なことの1つが、支援レベルの強化と全国の標準化、高いレベルで全国どこでも支援が受けられるような日本にしていくことが、DVも性暴力も非常に重要だと思います。そのためには、先ほども出ていましたけれども、支援員の待遇がこれほど弱いと職業としてやっていけないような状態で、これは行政の公務員でもそうですし、民間はボランティアベースですし、このような状態がほかの国と随分違っているということです。相談員が仕事としてやっていけるような社会を目指すことが非常に大事です。DVなどで殺人事件が起きるたびに、警察に相談していたのに何をしていたのかとメディアなどでは言われますけれども、警察だけで対応するのはおかしいわけで、ほかの国はもっと相談員が先に支援を必要な人とアクセスして、そことワンストップ型で警察やその他の機関と一緒にやることで被害者を救っているわけですから、支援力の強化

が大きな課題だと思います。

もう一つは、最近は特に大きないろいろな高い地位の人がセクシュアルハラスメントや性暴力をすることが大きなテーマになって、やっと社会的な関心を集めていると思いますけれども、同時に、刑法改正でも社会的な立場を利用した性暴力は犯罪だともなったところではありますけれども、セクシュアルハラスメントの法規制は非常に弱いわけではありますけれども、こういう幾つかの社会の変化を踏まえて、組織、企業などでこれはしてはいけないことなのだとすることをきちんと周知して、加害をしないようにということを徹底する、あるいは職場や学校などの中でそれにきちんと対応するというセクシュアルハラスメントの対応は、もっと全面的にレベルを上げる必要があると思います。

最後に、海外で起きたDVと思われる殺人事件のことが今は報道されて話題になっていまして、海外におられる日本人がDVに関わるハーグ条約であるとか、それぞれの国の法制度であるとか、いろいろなことで逃げにくくなっていたり、帰国できなくなっていたりという実情があるのであれば、それについても対策を打つべきではないかと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、後藤委員、お願いいたします。

○後藤委員 ありがとうございます。

私から5点お話をさせていただきたいと思います。

最初に、かなり大きな問題なわけではありますけれども、先ほど事務局からお話が合ったタイトルの問題があります。「女性に対するジェンダーに基づく暴力」が昨年出た女性差別撤廃委員会の勧告にタイトルとして存在します。もちろん「ジェンダーに基づく暴力」という言い方だったり、あとはフランスの女性も含むということになると「セクシュアル」がつくと思うわけではありますけれども、片仮名を入れることがなかなか難しいというのは分かります。けれども、先ほど御指摘もあったように、暴力の背景には差別があるわけです。せめてジェンダー差別に基づく暴力、もしくは「女性に対する差別に基づく暴力」という言い方でもいいのではないかと思います。「ジェンダー」という言葉をあえて使わない、片仮名をなるべく使わないということは理解しますが、できれば差別がその背景にあるのだということを明確にさせていただきたいと思います。それがまず1点目です。

2点目、先ほど納米委員もおっしゃったことと同じことを言おうと思っていたので、簡単に言いますと、ジェンダー統計がとても大事ということになります。先ほどから御指摘があるように、第5次の計画の期間中、様々な法改正がありました。今後、大事なものは、法改正が行われて、その改正が適切に運用されているのかどうか、法改正の目的に沿った運用がされているかを検証し続けたいといけません。それは5年でもなく10年でもなく何十年にわたって検証し続けて、その検証の結果、適切でなければ法改正をまた行うというサイクルを確立していかなければなりません。性暴力に関して統計がとても重要です。せめて加害者に関する統計で明らかになった数、例えば司法統計もそうですし、検察統計、警

察統計、そこに上がってきた数だけでもいいので、ちゃんとジェンダー統計を取っていただきたいと思います。それを収集し公表していくということを第6次には必ず加えていただきたいと思います。

3点目、大学生は18歳以上が多いということで、こどもではないのですけれども、実は初等中等教育においては性暴力に関して様々な対応が行われています。もちろん十分ではないところもありますけれども、大学に関しては法制度が全くない。例えばアメリカのタイトルナインのようなもの、今後、アメリカはどうなるか分かりませんが、とにかくタイトルナインがある中で教育省がレターなどを出してはいるのですけれども、大学における性暴力、そしてハラスメントに関して、児童生徒性暴力防止法と同程度の法制度を作りたいと思っています。

そういう意味では、まず統計を取ることがとても大事で、国大協など国立・公立大学はまだいいのですけれども、私立大学だとなかなか統計がない。それは懲戒処分の場合でもそうです。できるところから統計を取って、今はどういう状況なのかということをやっているっていただきたいですし、全国調査で全ての大学に対して今のハラスメントの状況、大学においてはセクハラだけではなくてアカデミックハラスメント、パワーハラスメントもありますので、そこも含めた統一的な悉皆の調査を行うということを第6次に入れていただきたい。

初等中等教育においては、児童生徒間の性暴力がいじめというカテゴリーで扱われざるを得ない状況にあります。そのような形で本当にいいのかについても確認したいと思いますし、いじめの重大事態の中で性暴力が存在している場合にどう扱われているのかも明らかにする必要があります。いじめの重大事態等については適切に対応されていると思いますので、そういう情報の収集もしていただきたいと思います。

4点目は、これも納米委員がおっしゃったことで、私も同感なのですけれども、加害者に注目をするということです。加害者にどうやって例えば性的同意という言葉を理解させるか。それがなければすべての施策は絵に描いた餅になってしまいます。加害者にどのように必要な情報を伝えるかは、かなり工夫が必要です。いまだ首都圏の地下鉄に「痴漢に遭うから気をつけよう」と被害者に名宛てしたステッカーが貼ってあります。今度は剥がすように言いたいと思いますけれども、それを見るたびに、どうして被害者が気をつけなくてはいけないのかと思います。被害者に注目する構造自体を変換しない限り、性暴力はなくならないと思います。加害者をターゲットとしたポスターもそうですけれども、周知徹底をどうすべきかをワーキング・グループ等を作って検討していただきたいと思います。

最後に、5点目です。今年、北京会議から30年、そして日本が女性差別撤廃条約を批准して40年という節目の年になります。その中で、この30年、40年欠けていたと思うのは、国際水準にのっとってジェンダーに基づく暴力をなくすということであったかと思います。先ほど、今後の計画の中にビジネスと人権の視点が大事だと御指摘いただいて、本当によかったと思います。ビジネスと人権に関する指導原則であるとか、ILO190号条約である暴

力とハラスメントの条約、そして日本でも批准可能なイスタンブール条約。これらをきちんと批准する。そして、今まで重要だとされていた女性差別撤廃条約の個人通報に関する選択議定書の批准など、国際的なルールを日本のルールにしていくことをより促進する。これは全体に関わる問題なのですから、特に暴力に関してはIL0190号条約とイスタンブール条約を批准するようにする。5年でできると思うのですが、そういうことをどこかに書いていただきたいと思います。

そして、それと関連して、セクシュアルハラスメントは犯罪であるということを法律で明記してほしいと思います。セクシュアルハラスメントをしてはいけないとどこにも書いていないところは、やはり問題です。雇用管理上の対応にするのではなくて、加害者に向けたメッセージをきちんと出していくことをお願いしたいと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

中途でもう一回確認させていただきますが、この後、種部委員、可児委員、中村委員、木幡委員、浦委員の順番で御発言いただく予定です。

それでは、種部委員、お願いいたします。

○種部委員 ありがとうございます。

まず、今、後藤委員からお話があったところと関係があるところから行きたいと思います。加害者の視点でというところですね。私たち専門でやっている人たちや本日この会議に参加されている方は当たり前だと思っているかもしれませんが、随所に、まだ被害者に対してなぜ逃げなかったのかと責めるように感じさせるところがあったり、なぜ防げなかったのかという落ち度を追及するような文章が公共機関が発出する文書の中にもあります。

先日、小児科の専門学会から代表としてこどもの性暴力撲滅対策推進協議会というものに行ってきました。こども家庭庁が主催でありました。その基本方針の中に、「こどもが性被害に遭うことなく健やかに成長するためにこどもの支援をする」と書いてあって、それは「被害者に努力しろ」と言っていることに当たると思うのです。こういう書きぶりはいろいろなところにあります。たとえば「性被害に遭うことなく」という表現が使われていますが、暴力を振るうほうが悪いわけで「性暴力の加害者にさせない」などのように加害者側の問題に変えていくことで暴力を容認しないという風土を伝える方法がまだあるのではないかと思います。あくまで「被害の撲滅」ではなくて「加害の撲滅」です。ですから、そういうところの見直しをするところから始めていただきたいと思います。

同じことで「生命（いのち）の安全教育」の中にも、これは苦渋の選択でなかなか文部科学省とのすり合わせが難しいところだったのかと思うのですが、「ついていったらあぶないよ」と書いてあります。ついていったほうが悪いわけでも何でもなくて、それを搾取しているほうが悪いわけで、見直せるところはまだたくさんあると思います。こういうところ、暴力を容認しない社会基盤の形成ですね。この後の6次計画に向けて掲げてほしいです。

もう一つは、こどもの性暴力、先ほどの御説明のとおり、半数はこどものときに被害を受けているというのが現実です。暴力を受けたときの初動の対応について、今学校のことをおっしゃっていたと思うのですが、地方のレベルでは、処罰の規定ができて司法として対応するという事になったにもかかわらず、代表者聴取などもまだ実装されているとは言い難いと思います。地方では、検察官の方はローテーションのため、短い期間で替わっていかれます。大変熱い検察官の方がおられると、検事さんが一生懸命現場で関係性を作ったりしてくださるのですが、その方が替わられるとゼロからやり直しなのです。そして、協同面接、代表者聴取のやり方についても、児童相談所はそれどころではないぐらい人が足りない状況の中で、なかなか検察まで出向いてそのように一緒に研修するなどということは到底ハードルが高くてできない状況にあるので、実装されていないと私は思います。

6次計画に向け、多様な性暴力への被害対応というところで、今後、法整備を受けてどうしていくのかというところで、代表者聴取については聴取の技術を上げる必要があると思います。そのためには、児童相談所などの地方自治体の機関から検察に研修を申し出るのなかなか厳しい話なので、検察側からむしろ地方の現場にあるリソースに呼びかけてネットワークを作るように働きかけてもらう場を作るとか、権限を持った人から改善の提言を頂くとか、こどもへの性暴力対応に対して関係機関の連携の実装ができるようなものを盛り込んでほしいです。

もう一点は、最近メディアが分かりやすい表現を作ったり、中身を言い当てているの分かりませんが、「多産DV」という言葉で国民に気付きを与えることになった、DVの性暴力は、性暴力の中で一番頻度の高いものだと思います。ここで産む選択をするから逃げられなくなるわけで、産むことが、支配の構造をそのまま固定化してしまうための材料になっていると思うのです。ですから、性暴力対応とDV対応を分けるということではなくて、同意のない性的行為は犯罪なのだという事を今回の法改正で明記したわけでありまして。今後はそれに対して出口をきちんと設ける必要があると思います。

中絶の問題、特に避妊について。暴力の分野だけではなくて健康分野のところにセクシュアル・アンド・リプロダクティブ・ヘルス・ライツという言葉が書かれていると思うのですが、これがDV被害から逃げるために、又はDVの予防の根っこにあるのではないかと思います。暴力を受けたときに、そこから先の妊娠を避ける行動をとったり、そういう選択肢があるのだということを提示する。選択肢だけではなくて、そのために必要な費用やそのカバレッジを盛り込むということなしに、出口が用意されているとは言えないと思うのです。

「多産DV」という言葉で注目はされましたけれども、たとえ出産が1回であっても意味は同じです。暴力の結果、出産に至ったときに逃げられないことが支配の材料になっているという意味で。前回の5次計画の中では緊急避妊薬について薬局販売を検討することが盛り込まれました。専門調査会で骨子案を策定した際には緊急避妊薬の処方箋なしの販売

という計画は全く出ていなかったのですけれども、最後の段階で、政治家からの要望で一文が含まれたという経緯がありました。現在、薬局販売が検討されているのですけれども、薬局販売はリプロダクティブ・ヘルス・ライツのゴールでも何でもなく、DVの性暴力や性的搾取が毎日繰り返されている状況の中で、また明日も同じような暴力が予想される人たちをどこにもつながないということはありませんと思います。

欧米各国を見ますと、例えばフランスなどでも緊急避妊薬や中絶が必要な人は何かの福祉などが必要な人だということで、支援につながってもらうためのゲートキーパーとして機能させるために、緊急避妊薬の無料提供をコンバートしているわけです。福祉や教育をパッケージにする形を取っているところがほとんどなのに、日本で薬局販売だけを推進することは、決して人権を守ることにはならないと思うのです。その書きぶりも含めて、SRHRという視点が何をゴールにしたものなのか、計画外の妊娠の背景には暴力があるのだということと併せて十分考慮して計画を立ててほしいと思います。

もう一つ、最後であります。DVの被害や性暴力について被害者の心への影響は大変大きく、長いことこれを引きずっていくのだ、これが社会的な損失であるということを書いていただいているのですが、DVについては更に、その家庭にいる子どもたちへの影響が大きいです。現在、不登校や自殺などが若者で増えているわけでありましてけれども、その背景には発達障害とトラウマによる脳発達の混乱があります。発達の特性に、面前DVあるいは虐待によるトラウマが加わると、脳発達にこの影響を受けて子どもたちは一生それを引きずりながら行くわけですね。こちらの影響は甚大だと思います。幼いときのほうが脳に対する影響は大きいわけでありまして、ここに対して影響があるのだということですね。

例えば前回の計画のときもDVについては逃げる選択が困難なDVの被害の方たちをどうしていくのかということが議論になり、「逃げられないDV」という言葉が出てきました。被害者支援は確かに自己決定が重要なので、逃げられない方に無理やり逃げなさいと言うのは良いことではありません。ですが、逃げないという選択肢は示すにしても、子どもに対しては逃げられないから放っておいていいというわけでは決してない。どんなに幼くても暴力に全て子どもは気づいています。そして、脳発達にも影響も受けています。このことは、国民の知るべき情報だと思います。逃げられないという気持ちはよく分かるし、置かれている立場も分かるけれども、逃げるということは子どものために必要だということを伝えない限り、お金がないから子どもが成人するまで苦労させまいとか、あるいは両親がそろっているほうが幸せだというような、誤った認識のまま逃げない選択をし続けると思います。DVから逃げる決意のために、子どもの脳発達に与える悪影響についての情報提供が必要かと思います。

以上です。

○小西会長　ありがとうございます。

では、可児委員、どうぞ。

○可児委員　ありがとうございます。

私からはDV被害者支援の関係で意見を述べさせていただきます。

先ほどの内閣府の方から重点方針の配偶者からの暴力の対策の関係で被害者支援の更なる充実のお話があって、その中で改正民法との絡みを意識した形の取組をすることをお話しいただきました。毎回この話をしているのですけれども、本当にここは重要で、改正民法の施行によって被害者が置かれる状況は大きく変わる可能性が高いというか、変わるだろうと予想しています。まず、被害者が避難するという場面に関して、これまで子連れ別居に関してかなり緩やかに認められていたところが、急迫の事情が必要だという形になりました。

急迫の事情について、DVを含むのだ、DVは急迫の事情に当たるのだということは、様々今も法務省等のパンフレットやYouTubeなどでもきちんと周知はされていますし、DVについて精神的な暴力も含むのだということ、これも周知に取り組まれていることは理解しています。ただ、問題は、被害を受けている方が皆、自分が被害者だと思っていないということなのです。もちろん分かりやすい身体的な暴力を受けている方であれば、自分はDVを受けているという認識がある方も多いのだと思うのだけれども、特に精神的な暴力などであれば解釈が必要だし、自分がされていることが必ずしもDVだと気づいていない方、非常に多いです。DVだと気づいていなければ、DVは急迫の事情に当たるよ、精神的DVも当たるよと言われても、それはその当事者には全然響いていかないわけですね。その当事者がそこから子どもを連れて避難する選択にはつながっていかないと思っています。

そういう意味では、精神的な暴力がどういうものなのか、これだけ広い範囲のものを含むのだということはきちんと周知していく必要があるだろうと思いますし、そういった被害者、被害を受けておられる方が例えば保健師さんに関わるとか、何か悩み事相談で行政に関わるとか、何らかの形で児童相談所に関わるとか、そういった行政が関わったときに、そういった行政の支援者、行政の職員のほうから、そういったこともDVに当たるのだということをきちんと情報提供し、かつ避難する選択もあるのだよということを何らかの形で伝えていけるような枠組みが必要なのではないかと思っています。

そういう意味でいうと、支援者の役割は今も重要なのですけれども、今後は今以上に重要になってくると思います。ただ、支援者に対しての攻撃のリスクが今後上がるだろうということが予想はされるのですね。先ほど納米委員もおっしゃいましたけれども、加害をしている人は加害をしているという認識がない方が多いです。これまた精神的なDVのケースは特にそうです。そういう意味でいうと、加害をしている意識のない方が、行政が支援することによって、例えば被害者が子どもを連れて避難したみたいなきっかけが起きたときにはそういった違法行為を支援したのだというようなことで、そういった行政に対しての攻撃が強くなる可能性もあるだろうし、場合によっては訴訟を起こされるリスクも高まるのではないかと感じています。実際、ここ数年、DV被害者支援をしている弁護士に対する攻撃も非常にひどくなってきていて、日本弁護士連合会から会長声明なども出されたりしているところでして、そういったことが今度は行政の支援者に対してもより強く向いて

くるだろうと思っています。

そういう意味で、支援者に対してこういった行為が急迫の事情に当たって、そこをサポートしても大丈夫なのだということは基本的な知識として伝えていく必要があるだろうとも思いますし、そういった加害者からの攻撃に対して相談員さんなど前線に立つ人だけを矢面に立たせてしまうのではなくて、組織全体としてそこを守っていく、毅然とした対応をしていくことが必要になっていくだろうと思っています。

そういったときにまた重要になってくるのは裁判所の判断で、裁判所で急迫の事情なりそういった事柄に関してきちんとした判断がなされていれば、そういった裁判例を基に行政のほうでもきちんとした対応ができると思うのですけれども、裁判所がそこでおかしな判断をしてしまうと、対応したことによって違法と言われてしまうことを考えて、どんどん支援は縮小していくだろうと思うのです。裁判所はこれまでDV、特に精神的DVに関しては、さほどそこを認定する必要もなかったものですから、そういった認定に関しては非常に消極的な状態にありました。ただ、今後は急迫の事情の問題もそうですし、親権を共同にするか単独にするかという場面もそうです。そういったところでそれがDVに当たるかどうかという認定を求められることが非常に増えていくと思いますので、そういった意味では今後そういった民法の施行まで、あるいは施行された後も含めて、裁判官、司法関係者についての研修を充実していく必要があるだろうと思っています。

ただ研修を充実させるだけでも不十分で、少ない人員で裁判所が事件に当たっていこうとすれば、当然一件一件に対してかけられる時間、労力は減ってきて、そうすると安易な判断に流れていってしまう面もないわけではないと思いますので、裁判所の人員拡充も必要になってくるのかと思っています。

こういった様々な問題が起きると思っていますのですけれども、他方で、この問題は恐らくDV防止法でいうところの保護命令が発令されているとかなりクリアされることが多いと思うのです。保護命令が出ているようなケースについて急迫の事情がないという判断がその後なされることはないでしょう。だから、保護命令さえ出ていれば行政もきちんと支援しやすいということは出てくるでしょうし、保護命令が出ていればDVのケースで共同親権になってしまうことも避けられると思います。そういった意味で、保護命令の利用が増えていくことも非常に重要かと思っています。今回、参考資料として頂いた統計資料を見ると、若干2024年は保護命令の利用が増えていました。ただ、それが改正法の影響なのか、改正に向けた議論あるいは報道等が増えた影響なのかは分かりませんし、増えたといってもまだ若干のところですので、より保護命令の利用が増えていくような形での申立ての支援が必要だろうと思っていますし、それでもなお保護命令の利用が増えていかない状況にあるのだとしたら、DV防止法の中にも施行状況等を見て3年後の見直し等の規定も入っているところですので、更なる改正に向けた議論も進めていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続きまして、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 ありがとうございます。

6点ばかりあるのですけれども、まず今年の夏に私どもがやっている、あるいは今回のこの委員会でも随分議論が進んだ加害者対策をやっているのですけれども、そのプログラムの場面に課長さん以下、見学に来ていただきました。4人も来ていただいて、サイトビジットということでしょうけれども、とても励みになりましたので、御礼を申し上げます。

以下6点ですけれども、基本計画のところの話です。第3次の計画では、男性や男の子に特化した項目があったのです。今次は特にそこはそうすべきという意味ではないのですが、男性にどう男女共同参画やジェンダー平等社会に貢献してもらうか、当事者として登場してもらうかは大変大事な視点なので、独自の分野、項目を作らなくてもいいのですが、計画の随所に男性のそういう視点を書き込むことが最大限できたらと思っていますので、どうぞ検討の際によりしくお願いします。特にこの分野は加害・被害が比較的出やすいところですので、男性の位置づけは加害・被害ということに特化する面も必要なのでしょうけれども、是非お願いしたいのが1点目です。

2点目は、啓発の課題はかなり重視されて皆さん御発言でした。全く同感です。その啓発の視点なのですけれども、加害が何か、被害が何か、あるいは被害者非難にならないような被害への注意喚起なども大変大事だと思っています。何よりも加害性の認識についてどう啓発するかを加害者になりやすい男性に届け出るということでいいかと思うのですけれども、被害・加害の2軸だけではなくて、私は傍観者対策が大事ではないかと思っています。その周囲にいる人たちに向けてまた違うフォーカスポイントを当てて、啓発という一般的な言い方だけではなくて、無視しない。無知であることは問題なのですが、無視しないあるいは行動する第三者にどうなっていくかという観点での啓発、これが大事で、私はよき市民仮説と呼んでいるのですけれども、公的機関に相談に行く前に知人、友人、隣人にかなり相談があるわけですね。ですから、その際に二次加害、二次被害を防ぐためにも、行動する第三者にどうなっていくかも大事なのではないかという観点での啓発の在り方ですね。これは脱傍観者対策という意味で大事ではないかと思っています。

ですから、最近ちょくちょく聞きますけれども、被害にも遭わない、加害者にもならないというだけではなくて、行動する傍観者にどうなっていくか。市民社会の人権認識を高めていくためにも大事ではないかと思うので、そういう観点で、いじめも体罰も全部そうなのです。ハラスメントも全部そうなのです。そういうことになるので、是非啓発の視点の豊かさ、知る、理解するというレベルと加えて、能動的なアクションを起こすための脱傍観者対策を啓発にしてはどうかと思っています。

3点目は、こういうことが分かってくるためには、男性相談という場面をどう設定するかが大事かと思っています。一般的に各種相談はたくさんありますけれども、当然そこにも男性は現れていますけれども、ジェンダーの視点を持って自ら抱えた問題あるいは周囲

にある問題を、ジェンダーの視点で再定義しながら相談に来られるというチャンネルはあっていいのではないかと思います。そうすると、何がそこで機能するかというと、男性が適切にあるいは健康的な形で相談できる、これは言語化水準が高くなりますので、そういう形で抱え込まないという意味でも大事かと思っています。

その中でも特に強調したいのが、女性相談はどちらかというと被害者の相談、被害的相談という立ち位置があると思うのですけれども、各種相談、いろいろな教育相談や生活相談や困り事相談、たくさんあるのですが、唯一男性がチャンネルとして入ってくるのは加害相談なのです。加害相談はあり得るのです。その加害相談は加害者が多様な層をなしているはずなので、全く何も考えていない典型的な加害者だけではなくて何とかしたいと思っている加害者たちもいるので、加害相談が入ってくるのが、女性相談との多少の違いがそこにあるのです。ですから、これはちゃんと窓口を開いておくことが大事かと思っています。そうすると、先ほど資料にあった男性の生きづらさをどうすくい取るかということが書かれていましたので、そこにも対応すると思っています。

もちろんそれは女性が抱えた問題と深刻さなどは違うかもしれませんが、困難な問題を抱えた男性が実際に入ってきているのです。それは本人たちの主観的な主訴なので、困り事の水準は違うのですけれども、聞けば聞くほど相当に構造的な問題に由来するような困難な問題を抱えた男性の課題が男性相談の中に入ってくるのです。これをアドボケートするか、アドボカシーと言うかどうかは別にしても、相談員は適切にトランスレーションする必要があるわけですね。このトランスレーションの力は、問題の理解の理論が要るのです。ケースをどう見立てるか、それをどう解決に向けてフォーミュレーションできるか。残念ながら男性問題としては解決する社会資源がまだまだ少ないのですが、そこに向けてせめて相談員はそれをきちんと見立てる理論を持つという意味では、全国に今、130か所ぐらい男性相談はあるのですけれども、弱いです。元校長先生が相談員になっていたり、校長先生を非難するつもりはないのだけれども、訓練されていないのです。訓練されていない地域の名士の方々が男性相談の相談員になっていることがもう分かっていますので、これをどうにか130か所までできたということで喜ぶのではなくて、次の水準へと持っていくためには、今言ったような事柄を研修してもらうことが必要ではないかと思っている。これが3点目です。

4点目は、そういう相談から見えてきた新しいテーマとして、在宅ワークの進行もあって家事、育児、炊事について男性が分担し合っている様子が見えてきた。そうすると、俺はこんなにやっているというまた別のタイプのパワーとコントロールが出てきたのです。一定育児や炊事などで家事分担などが進んだ男性だとしても、意識改革が伴わないと、家の中で君臨している形になるのです。それはパワーとコントロール的にはまだまだなのだというあたりも意識が必要かと思うのは、男性介護者の問題も増えてきて、男性介護者が妻の父母を介護している、つまり義理の親を介護していると、俺はこんなに介護もしてやっているのにというまたパワーとコントロールがそこで出てくるのです。そういうことに

なるので、新型の問題という形でテーマがあると。これは男性相談から見えてきたのです。ところが、その人たちも加害的立ち位置にあるので、悩んで相談に来るのです。そういうこともあるので、進めば進むほど別の問題が見えてくるというあたりも是非補足してほしいと思っています。

5点目は、ハラスメント対策、パワハラ、セクハラ、両方そうなのですけれども、被害・加害の2軸だけではないアプローチが企業や組織や団体や学校には要っていると思っています。もし加害が起こっても、それは懲戒処分でトカゲの尻尾切りになっては駄目だしということで、これはコミュニティー対策なのですけれども、今言った幾つかの諸団体のコミュニティーに介入していく。当然そういう組織に我が身を置くことは、我が身も危険にさらされることなので、これは脱傍観者対策ですね。心理的に安全な組織をどう作っていくかという点においても加害者対策は大事だということで、べからず集、あれをするな、これをするなと思われがちなハラスメント研修、それはそういう面も必要かもしれませんが、それを超えて心理的安全性を作っていくために、一人一人の組織、構成員がここに關心を持つという、2点目に述べたことと一緒にすけれども、そんな關心を持っています。

最後、6点目ですけれども、当面の話です。これらは今期のここでの議論でそれなりに加害者対策、今まで調査研究していることに比べると随分進んだと思っていますが、これを委員の皆さんがおっしゃったように全都道府県で1か所ぐらい加害者対策ができるような仕組みなどを作っていくべきかと思っています。恐らく自治体からすると關心はあるのだけれども、誰がどうするのかということについて十分なリソースがないので、これを媒介していくような当面の来年、再来年でここまで来たものをバージョンアップさせるような取組も必要ではないかと思っています。

以上、6点でした。終わりです。

○小西会長　ありがとうございます。

続きまして、木幡委員、お願いいたします。

○木幡委員　ありがとうございます。

この調査会でも普及啓発、理解促進の重要性が何度も指摘されているのですけれども、そのメディア自体が古い体質から脱却できていないことは大変大きな問題だと思っています。私自身、この調査会において印象的だったのは、2018年にテレビ局の女性記者が財務官僚から受けたセクシュアルハラスメント、これが大きく報道された際に、こちらの会議体としてもセクシュアルハラスメント対策の強化についての緊急対策を出しました。あれは大変心強く、同じメディアで働く女性として、勇気を持って声を上げたこの女性記者の思いを無駄にしないためにも、これを機にメディアの現状を変えたいと思っておりました。

しかしながら、あれから7年たって、このたび、私が所属する組織の女性が重大な性被害に遭うという事案が発生しまして、大変悔しく、そして無念でなりません。ハラスメントを許さない職場環境の整備、私も自分の仕事としてやってきましたけれども、言葉で言

うのは非常に簡単なのですが、それを実現するのは容易ではないということを身をもって感じました。制度や相談窓口、これを形だけで整えるのではなくて、ここに魂を入れるといいですか、これらは人権侵害なのだと本当の意味で問題意識を持ってもらうことへの意識が足りていなかったのかと思って、反省しております。

この第6次基本計画にも記載されていましたが、今回強く感じたのは、背景に長年にわたって作り上げられた会社の中の空気あるいは社会全体にある無意識の偏見、これをなくすことにいま一度真剣に取り組まないと、いつまで経っても問題は解決しないのではないかと思います。その点においては、社会を構成するのは人ですので、こどもの頃からの性教育、これを更に充実させてほしいと思います。早い時期からジェンダーや性への正しい知識を身につけることが、時間がかかるかもしれませんが、最終的には問題の解決につながっていくのではないかと。是非アダルトビデオが教材にならないようにしていただきたいと感じました。

最後になりますけれども、2017年からこの委員会のメンバーとして私も参加させていただきました。個人的な経験もあって、かねてから問題意識を持っていたテーマでしたので、御専門の先生方のお話を伺うことができて大変勉強になりました。私自身、社内また外への発信、ライトアップを通じた普及啓発なども行ってきましたけれども、暴力の根絶に貢献できたかどうかという点、正直あまり自信が持てません。今回の自らのこと、この会社に起きたことを教訓として、まずはメディアが変わること、これによって少しでも性暴力、ハラスメントのない社会の実現に貢献していくことが大切だと思います。そして、それが我々の責務だと思っています。ありがとうございました。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、浦委員、お願いいたします。

○浦委員 ありがとうございます。

今、木幡委員ほか多くの委員の方が言われていたのが、性教育の重要性だと思います。私も「生命（いのち）の安全教育」は性暴力をなくしていくための最も大事なツールだと考えています。現在、事例集や動画といったいろいろな教材が増えてきていて、全国展開に向けても進んできていると実感をしているところです。ただ今回、改めて内容について見直したところ、性暴力が何かや被害に遭った時の対応については触れられているのですが、性暴力がジェンダー不平等、ジェンダー差別、それからジェンダーに基づく暴力が背景にあるという点については、ほとんど教材の中では触れられていないことに気づいて驚いているところです。こうした性暴力の背景や原因について触れられないまま、これは駄目、あれは駄目と言われても、恐らく子どもたちにはなかなか届きにくいのではないかと考えますので、刑法改正のタイミングで内容の改訂が進むと聞いておりますので、併せてジェンダー平等やジェンダーについての理解の視点も盛り込んでいただければと思います。

また私自身、授業をしている中で子どもからあった発言で印象的だったのが、「自分た

ちはこうやって教わっているけれども、外の世界の大人は違うことを言うてくる」ということを言っていて、身近な大人はまた別のことを言うのだと納得しました。教職員の方は「生命（いのち）の安全教育」について理解を深めていただいているところですが、例えば保護者や身近な大人の方にも聞いていただける、あるいは目にしていただけるような教材もあったらいいと思います。

以上です。

○小西会長　ありがとうございます。

それでは、橋爪委員、お願いいたします。

○橋爪委員　私からも性犯罪に関する啓発や研修の重要性につきまして、改めて申し上げたいと存じます。

この数年間で性犯罪につきましては重要な法改正が行われたわけでありまして、これは十分に評価すべきことだと考えます。しかしながら、当然ではありますが、法改正を行えばそれだけで性犯罪を減少させることはできません。何と申しましても、意思に反する性行為が犯罪であることを社会において十分に周知すること、また学校等において教育することが重要ということを繰り返し申し上げたいと存じます。とりわけ地位や権力を利用した性的関係が被害者の方の自由な意思決定を阻害する場合については、それが性犯罪を構成することにつきましても、十分な周知広報を強く期待したいと考えております。

また、被害に遭われた方につきましても、被害を早期に申告ができるような社会の雰囲気といいますか、そういった空気を醸成することも重要だと考えます。

さらに、刑事裁判に関係して申し上げますと、捜査関係者や司法関係者につきましても、性犯罪の実態や被害者の心身の状況についての十分な情報・知識を得るべく研修等の機会を十分に整備することが肝要と考えております。この点は既に対策を講じられていると思いますが、今後も継続して、また機会を拡充して実施を是非お願いしたいと考えております。

以上です。

○小西会長　ありがとうございました。皆様から御意見を伺えたと思います。

最後に、私からも少し意見を述べさせていただきます。

多くのことは皆さんから言っていただいたのですが、全体としてここ数年で、今、橋爪委員がおっしゃったように様々な法律が改正され、あるいは新しい法律が作られ、その分野では非常に変わってきた。さらに、社会の変化も感じるようになっていきます。ただ、社会の変化が非常にまだ脆弱だと思うのです。例えば、メディアのお話がさつきありましたけれども、取材に来られる一部のというか、この問題を追ってくださっている女性記者、男性記者の方もいますが、そういう方には割と安心して現在の状況をお話しできたりするのですが、一転して1つの事件について話を聞きに来ましたという違う分野の方がいらっしやると、ゼロからだと思うようなことが結構あります。そういう意味では、非常にまだ変化が薄い、私たちが接しているところは少し変わっているかもしれないけれども、

社会全体としては非常に厚い偏見の壁はまだあるのだと思うのです。

今回、6次計画を作っていく委員会で、例えば女性活躍などのデータを見ると、日本は何てギャップが埋まらないところなのだ、何て保守的なところなのだという感じを非常に強く持ちます。例えば世代間で確かに差があります。ライフ・ワーク・バランス、あるいは直接ではないけれども、こういう問題に関してどう思うかということも変わってはきているのですが、全体としては相変わらず世界の中では非常に遅れた意識の状態にあると思いますし、実際に少しずつ変化があることで、私は直接実際の被害者の方に会うのですけれども、支援者への抗議、例えば担当されている弁護士さんを訴えとか、あるいはSNS上で攻撃するとか、御本人に対しても、最近は自分の被害を公表される方が増えてきました。大きなメディアに載らなくても増えてきているのですが、そのときのバッシングの状況は本当に昔と変わらないものがあったりします。むしろ新しい手段があるので、いろいろなことが起こっていると考えます。

そういう点では、制度だけではない。皆さんがおっしゃっているとおりなのですから、啓発、研修、教育ですね。それぐらいしか社会を変えていくのに私たちがここでやることはないかもしれないし、更にいろいろな分野の方が具体的に知っていくことが大事だと思いますけれども、そういうことの手を緩めてはきつといけないと思います。

アメリカからちょうど同じような仕事をしている学者さんが来まして、いろいろな女性のこういう被害に対するプロジェクトがトランプ政権下で全くお金が出なくなるということが起こっていると聞いたばかりですが、アメリカでさえほんの1つのそういう一突きで崩れてしまうようなところがあるわけですから、ましてや日本では手を緩めたらすぐに戻ってしまうという感触を持っています。進んでいくこととともに、社会全体を変えていくということは粘り強くやらないといけないのかと思っています。

一方で、支援に関しては、今まで支援している人たちのモチベーションをある意味では利用して、非常に低予算の支援を作ってきて、それが限界に来ていると感じます。安定して専門性が高く恒常的に行えるような支援の体制を組んでいくことがこれからはどうか、今、実践をするためには一番大事な課題であろうと思いました。

私から申し上げたいことは本当に皆さんに言っていただいたので、大体以上でございす。

そうしたら、皆様からもう少し御意見を頂いて、今日、実は三原大臣もいらっしゃると聞いております。

ちょうど今、いらっしゃいました。

(三原男女共同参画担当大臣入室)

○小西会長 では、1つだけ何か言い残したみたいなことがあれば少し伺って、それからその先に行きたいと思います。

後藤委員、どうぞ。お願いします。

○後藤委員 ありがとうございます。

言い残したと思うことが1つあります。先ほどから出ている新たな形態の暴力、特にオンラインのバイオレンス、ハラスメントがどんどん苛酷化しているということです。これはこどもだけの問題ではありません。オンラインのバイオレンスも新たにきちんと「オンラインバイオレンス」という言葉で語っていただきたいと思います。

もう一つなのですが、さっき種部委員がおっしゃっていた検察との連携の中で、最近あった事例だけ1つ御紹介して終わりたいと思います。千葉市教育委員会の教育長が千葉地検の検事正と会って話をするという機会がありました。下の人たちが入れ替わるというのはしようがないし、もちろん検事正も教育長も替わっていくのですが、上同士が会うということを行うことによって、より連携が強化されると思います。長と長で会うことを行うことが全国的に広がるといいのかと思った次第です。ありがとうございました。

○小西会長

皆様、本当に貴重な御意見をありがとうございました。大変盛りだくさんだったので、まとめていただくのも大変かと思いますが、どれも本当に必要なことだと思います。

第6次男女共同参画基本計画につきましては、引き続き計画策定専門調査会において検討を進めてまいりますので、皆様から頂いた御意見を議論に生かしてまいります。また「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」、今年の方ですね。それについても親会議である男女共同参画会議において議論し、案を決定していくと聞いております。こちらについても本日皆様から頂いた御意見はしっかりお預かりいたします。

本日の議事は、こちらで終了いたします。

先ほど三原大臣が公務を終えて、会議室にお越しいただきました。最後に御挨拶いただきたいと思います。

三原大臣、どうぞよろしくお願いいたします。

○三原男女共同参画担当大臣 女性活躍・男女共同参画担当の三原でございます。

本日は国会がございました関係で最後になりましたが、私から御挨拶をさせていただきたいと存じます。

この専門調査会では、男女共同参画基本計画の中でも女性に対する暴力の根絶という男女共同参画社会を実現する上で克服すべき大変重要な課題について御議論いただきまいりました。DVや性犯罪・性暴力、セクシュアルハラスメントなどの暴力は重大な人権侵害であり、許されるものではありません。

また、皆様からも御指摘を頂いておりますように、こうした暴力の背景に社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見などが存在していることにつきましても留意が必要であると認識をしているところでございます。

第5次男女共同参画基本計画の期間中においては、刑法改正等による刑事法の整備やDV防止法改正による保護命令制度の拡充など、皆様の御議論を踏まえ、DVや性犯罪・性暴力などの暴力への対策を強化してまいりました。性犯罪・性暴力を許してはならないという認識も世の中に浸透してきており、更なる取組の推進に向けて機運が高まっていると感じ

ております。

今後、この第6次男女共同参画基本計画の策定に向けた議論を更に進めていくこととなりますが、この次期計画におきましてもDVや性犯罪・性暴力などの暴力の根絶に向けた対策を更に前に進めていけるよう、しっかりと具体的な取組を盛り込んでまいりたいと思っております。

その際、皆様の御意見は、この分野の今後の取組を促進する上での大きな力となるものでございます。小西聖子会長をはじめ委員の皆様におかれましては、御多用の中、本専門調査会での御議論に精力的に御参画いただき、本当にありがとうございました。

本日は皆様の御議論を直接拝聴することはできませんでしたが、事務方からしっかりと報告を受け、またこれまでに本専門調査会で皆様に頂きました御意見を踏まえまして「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」、そしてまた第6次男女共同参画基本計画の策定に向けて検討を進めてまいりたいと思っております。

本日は誠にありがとうございました。

○小西会長 大臣、ありがとうございました。

以上をもちまして、第126回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了いたします。

皆様、長らくの間、本専門調査会でのDVや性犯罪・性暴力等に関する議論に御参画いただきまして、ありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

○岡田男女共同参画局長 では、本日の本調査会はこれで終了といたします。

先生方、どうもありがとうございました。